

平成22年度 後期高齢者医療制度の保険料 被保険者証 について

(問) 保健医療課 ☎ (40) 3247

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人全員が加入します(65~74歳で一定の障害のある人を含む)。

1 後期高齢者医療保険料の通知書を送付

7月中旬に保険料の通知書が届きますので、内容をご確認ください。

保険料の決まり方

- 保険料は加入者ごとに計算され、被保険者一人ひとりが納付します。
- 平成22年4月から平成23年3月までを1年として、年間保険料を計算します。
- 後期高齢者医療制度に年の途中から加入した場合は加入月分から計算され、年の途中で喪失した場合は、喪失した月分を計算しません。

保険料の計算方法

保険料

1人あたりの年間保険料(上限50万円)

=

4万1791円

均等割
加入者全員が
等しく負担

+

所得割
所得に応じて
負担

(総所得金額等※-33万円) × 0.0753



○(総所得金額等-33万円)が58万円以下の場合、所得割額は5割減額されます。
※総所得金額等とは、「年金収入-公的年金控除」「事業収入-必要経費」などのことで、社会保険料控除等の各種所得控除前の金額です。また、退職所得以外の分離課税の所得金額も総所得金額等に含まれます。

世帯状況による所得の低い人への保険料均等割額の軽減(所得割額は別途計算)

世帯内の被保険者と世帯主の平成21年所得の合計額		軽減後の均等割額	
33万円以下 の場合	世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし)の場合	9割軽減	4179円/年
	上記以外の場合	8.5割軽減	6268円/年
33万円+24万5千円×被保険者数(世帯主である被保険者を除く)以下の場合		5割軽減	2万895円/年
33万円+35万円×被保険者数 以下の場合		2割軽減	3万3432円/年

※専従者控除、居住用財産や収用により譲渡した場合等の課税の特例の適用はありません。
※所得などの申告がない場合は、軽減されません。

2 新しい後期高齢者医療被保険者証を7月に送付

現在加入者の皆さんが持っている保険証は、7月31日で有効期限が切れるため、新しい保険証を送付します。

Q いつごろ届きますか?

A 7月23日から31日までの間にお届けします。

Q どこから送られてきますか?

A 広島県後期高齢者医療広域連合から送られます。送付される封筒の中に三つ折りされた厚紙があるので、それを切り取ると新しい保険証になります。

Q 新しい保険証は何色ですか?

A オレンジ色です(現在は水色)。

Q 有効期限切れの旧保険証はどうするの?

A 皆さんで小さく裁断して処分するか、福祉事務所や本庁、支所のいずれかへお返しく下さい。



色がオレンジに変わります!

保険料の納付方法は、原則年金からの天引きですが、通知書に「保険料納入通知書」がある場合は、金融機関などで納付する必要があります。

○普通徴収
7月から翌年2月までの計8回、口座振替か納付書で納付する方法です。市では、納め忘れない便利な口座振替での納付をおすすめしています。口座振替を希望する場合は、納付書・通帳・通帳印を用意して市内の金融機関

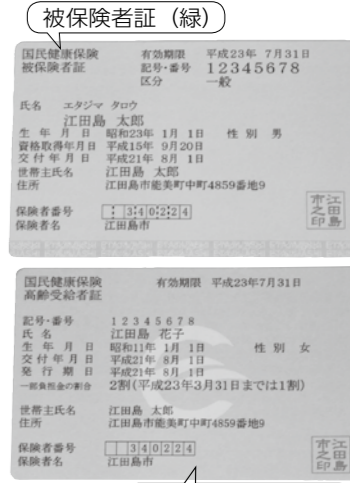
○特別徴収
年金支給月に年金から天引きする方法です。口座振替への変更を希望する場合は、「納付方法変更届出書」を保健医療課へご提出ください。

国民健康保険税の納税通知書を送付

平成22年度の国民健康保険税額は、平成21年中の所得額が確定後に決まります。被保険者の皆さんには、7月中旬に納税通知書をお届けします。

国民健康保険税の納付方法は、原則年金からの天引きですが、通知書に「国民健康保険税納入通知書」がある場合は、金融機関などで納付する必要があります。

国民健康保険税の納付方法は、原則年金からの天引きですが、通知書に「国民健康保険税納入通知書」がある場合は、金融機関などで納付する必要があります。



国民健康保険にこころのお知らせ

(問) 保健医療課 ☎ (40) 3247

国保の保険証と高年齢受給者証を更新

8月1日は、国民健康保険被保険者証(保険証)と高年齢受給者証の更新日です。新しい保険証などは、7月下旬に郵便でお届けします。

※特別な事情がある場合、有効期限や送付方法などが変わる場合があります。

国民健康保険被保険者証(保険証)

保険証の色 みどりに変わります。
有効期限 平成23年7月31日または75歳の誕生日の前日。退職者医療国保の場合は、65歳の誕生日がくる月の末日です(1日の場合は前月末)。また、退職者が一般国保へ加入した場合は、その被扶養者も一般国保に加入します。

高年齢受給者証(70歳以上75歳未満)
受給者証の色 今と同じピンク色です。有効期限 保険証と同じ。病院などの窓口負担割合は、所得によって1割か3割になりますが、1割の人は平成23年4月1日から2割になる予定です。このため、受給者証には「2割(平成23年3月31日(注)までは1割)」と表示されています。

(注)平成23年3月31日までに75歳になる場合は、75歳の誕生日の前日が表示されます。

表:平成22年度国民健康保険税の税率(色部分が変更,かっこ内は前年度の数字)

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分(40~64歳)
①所得割所得割(基準総所得金額の)	5.3%	1.8%	2.0%
②資産割(固定資産税額の)	23.0%	7.0%	1.0%
③均等割(加入者1人当たり)	2万5000円	7000円	7000円
④平等割(1世帯当たり)	1万7000円	7000円	7000円
賦課限度額	50万円(47万円)	13万円(12万円)	10万円

○基準総所得金額=平成21年中の総所得金額等-基礎控除33万円
○国民健康保険税の年税額=医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分(それぞれ①~④を合計し、100円未満を切り捨てた金額)の合計額
※所得に応じて、均等割・平等割が軽減される場合があります。